

令和8年度「福祉・介護職員等処遇改善加算」計画書の提出期限について

例 ①

令和8年4月及び5月分から加算を申請する事業所

【対象事業所】

既に加算を取得しており、4月以降も継続して算定する事業所など

* 確認事項

事業者（同一法人）内に、6月から新たに加算の対象となる新設サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障がい児相談支援）の事業所がある場合は、その新設事業所分の計画もあわせて下記の提出期限までに提出してください。

【提出書類】

- ・令和8年4月及び5月分の計画書
- ・令和8年6月以降の申請に係る計画書

【提出期限】 **令和8年4月15日まで**

例 ②

令和8年4月及び5月分は申請せず、令和8年6月分から申請する事業所

【対象事業所】

新たに加算の対象となる新設サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障がい児相談支援）のみを運営している事業所など

* 確認事項

4月及び5月分の申請を行わない事業所が該当します。

【提出書類】

- ・令和8年6月以降の申請に係る計画書

【提出期限】 **令和8年6月15日まで**

*** 令和8年度分の処遇改善計画書等の様式については、厚生労働省より3月上旬を目途に案が示される予定です。**